明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○皇居において新年一般参賀を行う件（宮内庁一五）　一
○消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件（消防庁一九）　二
○日本国に帰化を許可する件（法務六二八）　二
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同六二九、六三一～六三四）　三
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件（同六三〇）　四
○史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁六四～六六）　五
○名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件（同六七）　五
○肉用子牛生産安定等特別措置法施行令附則第四項の規定に基づき農林水産大臣が定める地域及び月齢を定める件を廃止する件（農林水産二四〇九）　六
○保安林の指定をする件（同二四一〇～二四一四）　六
○保安林の指定を解除する件（同二四一五～二四二六）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同二四二七、二四二八）　七
○地すべり防止区域を指定する件（国土交通一三九七）　七
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（同一三九八、一三九九）　八
○道路に関する件（北陸地方整備局一〇一）　八
○都市計画に関する件（中部地方整備局一二五）　八
○道路に関する件（四国地方整備局一二九）　八

〔国会事項〕

法務省

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔褒　賞〕

〔皇室事項〕

官庁事項

〔官庁報告〕

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示について（金融庁）　九
登録検査機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　九
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一〇
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（佐賀労働局最低賃金公示四）　二

〔公　告〕

諸　事　項

官庁
裁定表記載関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三
会社その他

告示

○宮内庁告示第十五号

平成二十九年一月二日、皇居において、新年一般参賀を次のとおり行う。

平成二十八年十二月八日

宮内庁長官　山本信一郎

一　参賀者は、午前九時三十分から午後二時十分までに正門から参入し、宮殿東庭において参賀の上、坂下門、桔梗門又は乾門から退出する。

二　参賀者の資格に制限はなく、服装は任意とする。

○　参賀行事を妨げ、又は他に危害若しくは迷惑を及ぼすおそれのある者は、参入できない。

○消防庁告示第十九号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の四第一項第一号の規定に基づき、左記の者を防炎表示を付する者として登録したので、同条第七項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年十二月八日

消防庁長官　青木　信之

A－⑱－1202　株式会社ＳＨＩＮＤＯ
A－㉗－1209　パナソニックエコソリューションズ内装建材株式会社
A－㊳－1210　シンワ株式会社
AE－⑬－1203　ダイヤロン株式会社
AE－㉘－1204　極東産機株式会社
AE－⑬－1207　株式会社テクノ大誠
AE－⑱－1208　株式会社シアターハウスフォトビジョン・ジャパン株式会社
AE－⑬－1211　小林産業株式会社
AF－⑱－1206　株式会社カズマ
AFE－⑱－1205　金井大道具株式会社
BDFE－⑬－7100　株式会社アソボリ
C－㉗－7101　株式会社東洋社
C－②－7102　株式会社カワハラダ
E－⑪－45132　株式会社ミヤ住環境建設
E－⑤－45133　株式会社フォーディグリーン
E－㉒－45134　イデアファクト株式会社
E－㉓－45135　株式会社協立装飾
E－㉖－45136　株式会社Kan＆YouＰＲＯＤＵＣＴＳ
E－㉗－45137